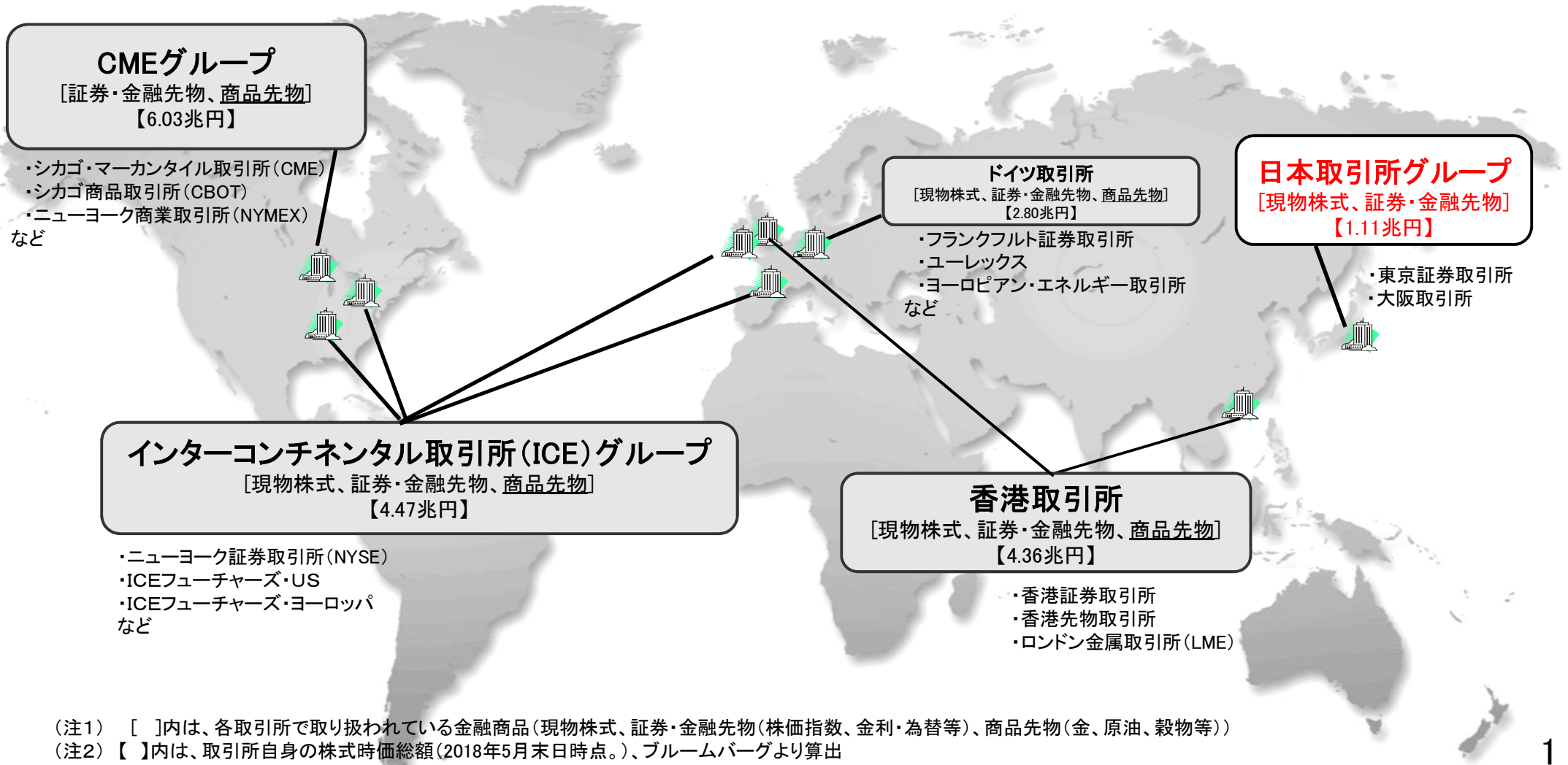


事務局説明資料

(総合取引所の実現に向けて)

世界の主な取引所の現状

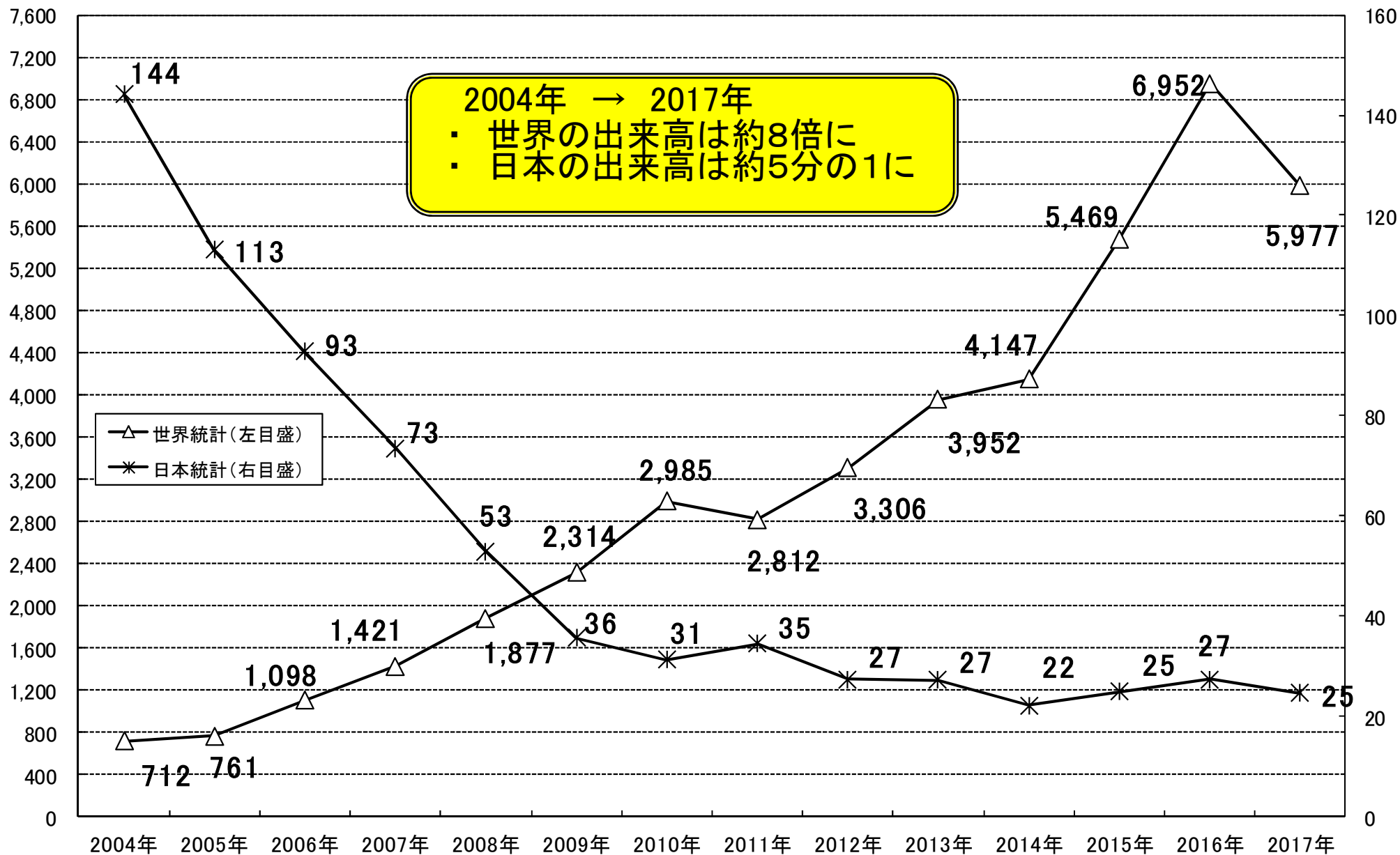
海外は証券・金融先物と商品先物取引を1つの取引所で取り扱う総合取引所が主流



世界の商品市場の出来高の推移

(百万枚)

(百万枚)



(出所) 世界: 世界先物取引業協会、日本: 日本商品清算機構

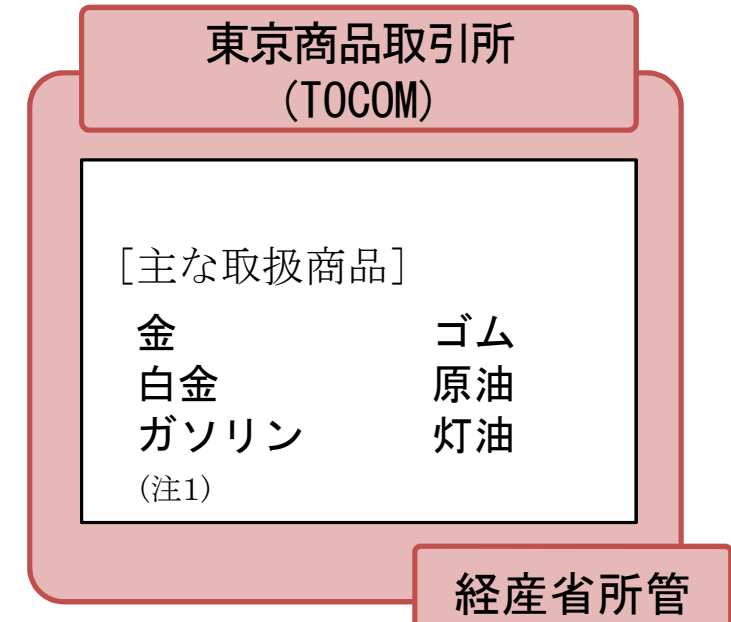
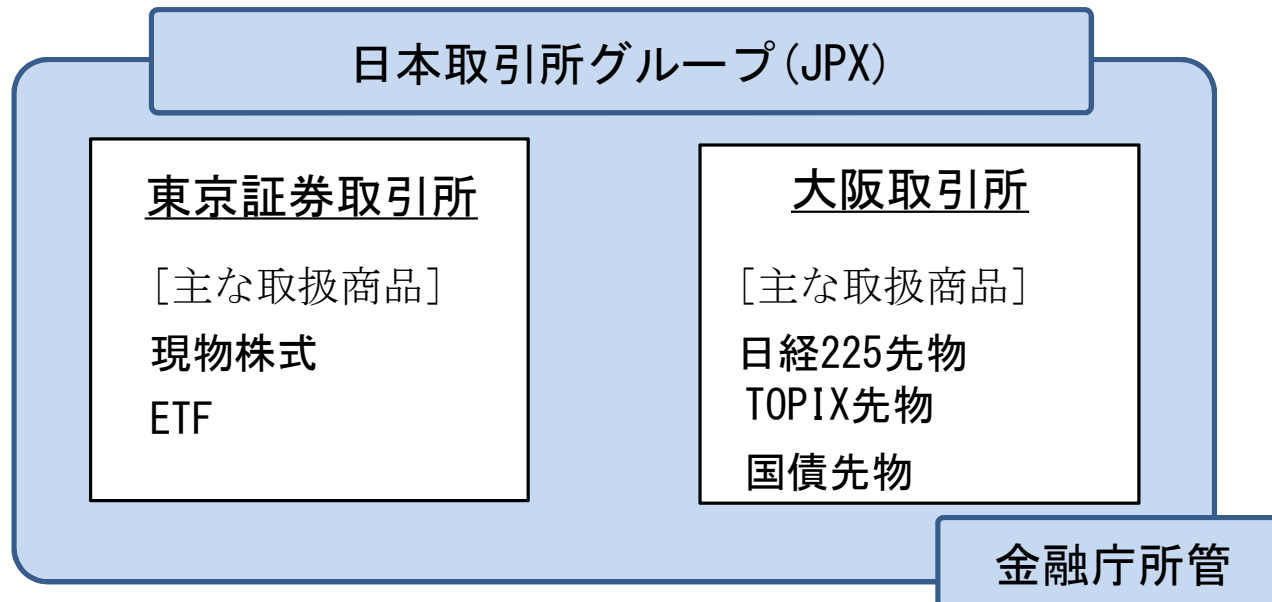
(注) 年間値

我が国の金融商品取引所・商品取引所の現状

「証券先物」はJPXグループ(金融庁所管)、「商品先物」はTOCOM(経産省所管)と縦割り。
 ⇒マーケット参加者からはワンストップで取引できる総合取引所の実現に強い期待。

金融商品取引所	
現物(現物株式等)	デリバティブ(金融先物等)

商品取引所
デリバティブ(商品先物等)



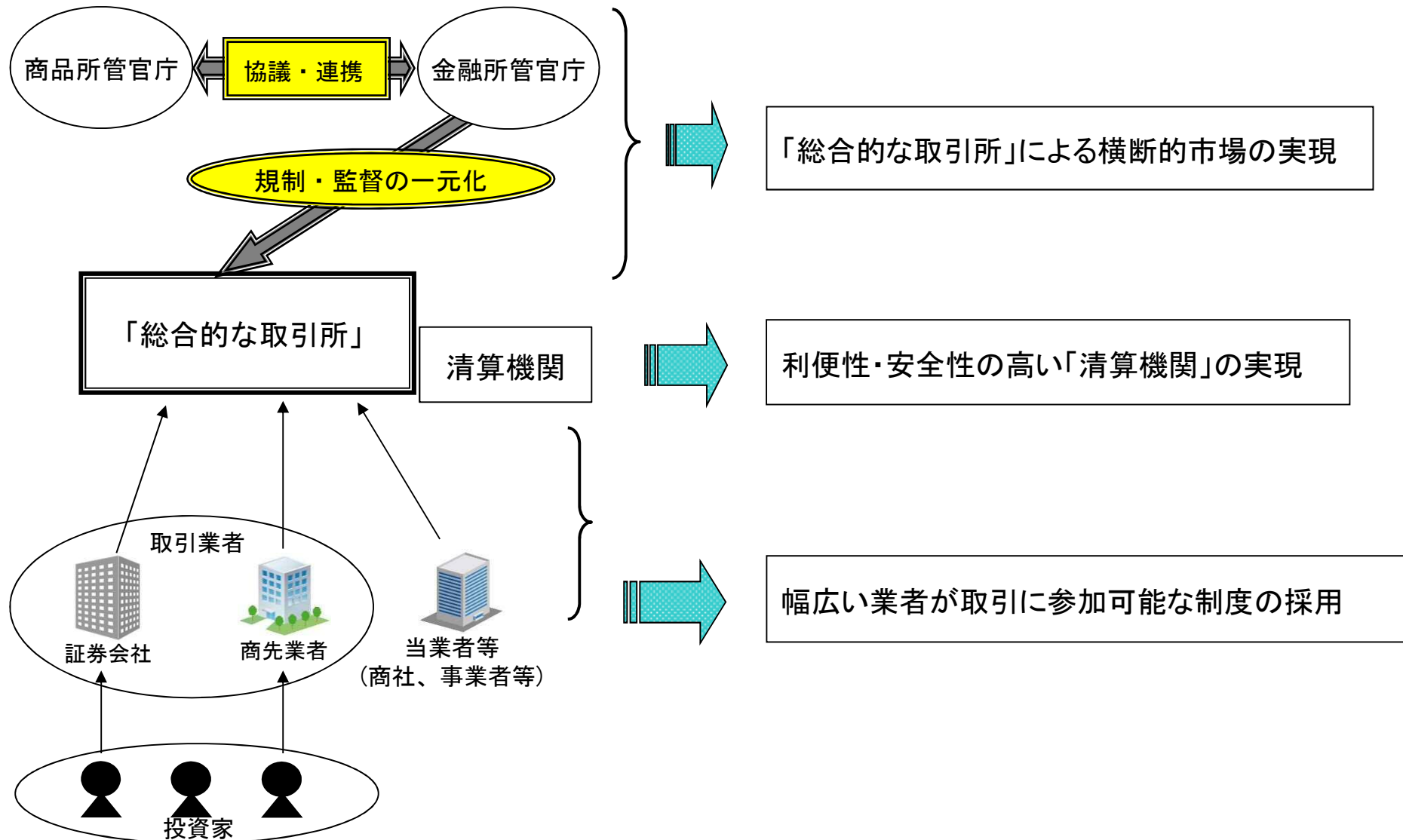
(参考) この他、金利先物・FXを取り扱う東京金融取引所(TFX)、現物株式を取り扱う札幌・名古屋・福岡証券取引所がある。

(参考) この他、米(試験上場)、とうもろこし、小豆、大豆、粗糖を取り扱う大阪堂島商品取引所がある。

(注1) この他、東京商品取引所には、2013年2月に解散した東京穀物商品取引所から、とうもろこし、大豆、小豆、粗糖が移管されている(粗糖先物取引に係る立会は休止中)

(注2) 各取引所のホームページ等により調査。

「総合取引所」に対する一元的な規制・監督 (金商法等改正 平成24年9月公布、平成26年3月11日施行)



総合取引所に係るこれまでの経緯

- 平成19年6月19日
(第1次安倍内閣) 「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」閣議決定
 - ・ 取引所において、株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

- 平成22年6月18日 「新成長戦略」閣議決定
 - ・ 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

- 平成24年9月12日 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布(平成26年3月11日施行)
 - ・ 総合取引所については、金融庁が一元的に規制・監督。
 - ・ 「商品の生産・流通」に対する悪影響を防止する観点から、金融庁と農水省・経産省との協議・連携を確保。
 - ・ 総合取引所の実現には、経産省・農水省の同意が必要。

- 平成26年(6月24日) 「日本再興戦略」改訂2014等、
～平成30年(6月15日) 直近では、「未来投資戦略2018」閣議決定
 - ・ 引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む。

- 平成30年11月19日 「規制改革推進に関する第4次答申」公表
 - ・ 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、(略) 2018年度末を目処に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経産省等において、関係者と協議を行う。

規制改革推進に関する第4次答申(抄) (平成30年11月19日 規制改革推進会議)

Ⅱ 各分野における規制改革の推進

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

(2) 総合取引所の実現 【平成30年度措置】

<基本的考え方>

(略)

我が国の商品市場が価格形成機能を持ち、商品取引のリスク・ヘッジ機能が安定的に確保されるためには、商品デリバティブ市場をこれ以上衰退させてはならない。我が国の経済規模や、金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、総合取引所を実現させるべきである。

総合取引所には、「総合取引所を実現するための提言」(平成30年11月8日)において指摘したように、様々なメリットがある。それにもかかわらず、我が国においては、証券・金融デリバティブと商品デリバティブを扱う取引所が別々に設立・運営されてきた。このことがグローバル投資家の市場参加のコストを高め、結果として多くのビジネス機会を喪失してきたことを認識すべきである。

以上の考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、東京商品取引所(TOCOM)と日本取引所グループ(JPX)の統合を含めた組織の在り方は、関係者間の協議に委ねられるべきものだが、形式的な一体化ではなく、実質的に総合取引所を実現させる方向で所要の措置が講じられることを期待する。

＜実施事項＞

- a TOCOMにおいて上場されている一部の商品デリバティブについて、JPX 傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。
- b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、今年度末を目途に結論を得る。
- c 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。
 - ・ 世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け
 - ・ 信用力の強化
 - ・ 新規参入者の増加による流動性向上の確実性
 - ・ プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計
- d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。

(以下略)